

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課                      建築住宅課

法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	法令番号	平成 19 年法律第 112 号						
手続名	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	根拠条項	第 40 条						
審査基準	<p>第四十条 都道府県知事は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、第四十二条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。</p> <p>二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p>								
受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間	日	目次	
							標準経由期間	日	